第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

類似業種比準価額 1株当たりの純資産価額 1株当たりの純資産価額の80% 1株当たりの 相当額(第5表の⑫の記載があ (第4表の②、 ②又は②の金額) (第5表の⑪の金額) る場合のその金額) 価額の計算の (1) 円 (2) 円 (3) 円 基となる金額 \overline{X} 分 1 株 当 た IJ の 価 額 0 定 方 法 1 株 当 た リ の 価 額 (4) 円 原 大会社の ①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 則 株式の価額 (②の記載がないときは①の金額) たり 的 ①と②とのいずれか ②の金額(③の金額が (5) 円 中会社の 評 Ó Lの割合 あるときは③の金額) 1の割合 低い方の金額 株式の価額 価 円×0. () + (円×(1-0. 価 額 あ 円 方 6 ②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額と 小会社の のいずれか低い方の金額 式 ②の金額(③の金額がある 株式の価額 ①と②とのいずれか低い方の金額 ときは③の金額) に 円 円×0.50)= 円×0.50)+(ょ : 式 の 価 (④、⑤又は⑥) 1 株 当 た り の 修正後の株式の価額 る 課税時期において配当期 配 当 金 円 価 7 待権の発生している場合 の 円 -額 円 銭 価 額 課税時期において新株引 新株式1株当た 1株当たりの新 1株当たりの 株式の価額 修正後の株式の価額 ④、⑤又は⑥(⑦) りの払込金額 受権、株式の引受けによる 株式の割当数 新株式の割当 円 権利又は新株無償交付期 があるときは⑦) 数又は交付数 8 待権の発生している場合 田士 円× 株)÷(1株+ ⑨と⑫とが異なる場合 1株当たりの 直前期末の 1株当たりの 直前期末の 券 面 総 額 1株当たりの資本金 1 株 当 た り の (((1) × (1)) 本 金 額 券 額 発行済株式数 資本金の額、 面 の額を50円とした場 合の発行済株式数 資本金の額 発行済株式数 (9÷50円) (9÷11) (9) 千円 株 千円 円 (10) 円 (1) 12 (13) 株 (14) 2 配 (15) ^⑥左のうち非経常的な ®差引経常的な年配当金額 (注)⑤から⑦までの記載に当たって、 事業年度 玍 配当 金 額 当 直配 当 配 金 額 (15-16) ⑨と⑫とが同額の場合(ただし、直 前 還 千円 <u>(1)</u> 千円 期 前期末以前2年間に増(減)資のあ (円) (円) (円) 末当 元 直前期 るときは除く。)には、1株当たり 以 方 前 の配当金額を円単位で円以下2位 式 2全 千円 **(** 千円 (銭単位)まで記載し、千円の表示 年 (円) に (円) (円) 問 は抹消します。この場合の配当還元 直前々期 の額 ょ 価額は、次の(2)により計算します。 る 価 X 分 (1) 9と⑫とが異なる場合 (2) 9と⑫とが同額の場合 額 この金額が⑩の金額の5% ((1)+(1)) この金額が2円50 (11) 年 平 均 千円 ÷ 2 銭未満の場合は2 未満の場合は、⑩の金額の 銭 配当金額 円 円 ③の株式数 円50銭とします。 5%相当額の金額とします。 株 (21) ⑱の金額 4の金額 20 19の金額 銭_ 配 当 還 円 円 50円 10% 10% 価 缩 元 ②②又は②の金額(その金額が、原則的評価方式による価額を超 える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。 円 源泉徴収されるべき 1株当たりの予想配当金額 23 円 鵨 4.株式及び株式に関する権利の価額 3 当 期 権 所得税相当額 配 待 円 銭) (钱) (1及び2に共通) 式 1 新株式1株当たりの 24) 円 ⑧(配当還元方式の 引 栙 に及 毌 円 場合は②)の金額 払込金額 関び (新株式1株当たりの価額) 円 円 株式の評価額 す2 るに ⑧ (配当還元方式の場合は22)の金額 (課税時期後に 円 25) 株式の引受けによる権利 円 その株式の引受けにつき払い込むべき金額があるとき 利通 (新株式1株当たりの価額) (円 (銭) は、その金額を控除した金額) の['] 株式に関する 価 26 権利の評価額 新株無償交付期待権 額 ⑧(配当還元方式の場合は22)の金額 (新株式1株当たりの価額)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書